

第155回国会 参議院環境委員会 2002年12月3日

霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議とアサザ基金が提案した逆水門柔軟運用と円卓会議に関する質疑（部分）

質問 小川勝也氏（民主党）

答弁 鈴木藤一郎氏（国土交通省河川局長）

委員長 小宮山洋子（民主党）

質問 小川勝也氏（民主党）

それで、今回の法律案ですけれども、三省の連携という言葉がありました。そして、そこにNPOとか市民団体が加わっていくという、これが非常に二十一世紀型というか好ましい、うまくいけば本当に望まれる形になっていくなというふうに思うわけであります。

そこで、その例として、先ほどもお話がありました霞ヶ浦をどうしていこうかという提案が、アサザ基金の飯島さんを含める霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議というところから常陸川水門の工事事務所や河川局長にも寄せられているというふうに思います。

まず、詳しくお話を聞いたわけじゃありませんけれども、国土交通省霞ヶ浦工事事務所に所長あてで地域のことを、霞ヶ浦地域のことを考えて、各省にまたがる話ですけれどもこんな形にしたらいかがでしょうかという提案書が十月十六日付けで上げられています。その後、十一月二十二日に一回出されて、十一月三十日には、これつい最近ですけれども、河川局長あてに出されているわけであります。河川局長もしっかり目を通されているというふうに思いますが、こういった提案があるということについてどう思われるか。そして、この提案の内容に対する評価はどういうものか、まずお答えいただきたいと思います。

答弁 鈴木藤一郎氏（国土交通省河川局長） この提案は十月十六日にNPO法人アサザ基金の飯島さんから、潮止め機能を有する常陸川水門の十二キロメートル更に上流に第二水門を新設して、

現状では淡水となっている区間を塩水を混ぜる汽水区間にする、戻すと、こういうような提案等々を受けているわけでございます。

今ございました事務所というのは霞ヶ浦工事事務所というものでございますが、これは霞ヶ浦の管理について広く意見を交換する場として、かねてから流域の住民、NPO、霞ヶ浦の利用者及び関係行政機関などに幅広く呼び掛けを行っているわけでございまして、その中で霞ヶ浦意見交換会、こういうものを設置することといたしました。

この意見交換会において、今おっしゃいました委員御指摘のアサザ基金からの申入れの趣旨も踏まえ、この意見交換会でございますが、その趣旨も踏まえまして、先日、参議院の決算委員会でも扇国土交通大臣から答弁しておりますが、広く関係者が懇談し、議論をしていただくという場として考えております。

そういった今回の提案に限らず広い視点からの提案もいただく場として、ただいま申し上げました霞ヶ浦意見交換会を設置することといたしております。

小川勝也君 今まで以上に他省庁とも連携を密にしたいと思っていると僕は思う。それに、役所の考え方では浮ばない発想も市民団体や市民の方から提案があったら、良かったら取り入れればいいんだから、どんどんそういう意見というのは僕は来た方がいいと思う。

こういう意見が寄せられるということは歓迎ですか。

政府参考人（鈴木藤一郎君） 様々な御意見に私どもとしては歓迎でございます。耳を傾けてまいりたいということでございます。

小川勝也君 じゃ、所長から、例えば提案に対して、この要望に対するどんな答えを返したか御存じですか。

政府参考人（鈴木藤一郎君） 先ほど申しました、ちょっと説明が抜けておりますが、今意見交換会には幅広く正に参加を呼び掛けておりまして、地元の青年会議所の方もおられますし、市長さんもおられますし、生協、いろいろ幅広い、学校の先生もおられますし、いろいろの方がおられて、そして大学の先生に座長をお願いしていると、こういう会議でございまして、残念ながら、説明が漏れておりましたが、この会議にはただいま御指摘のアサザ基金の飯島さんについては参加はまだしていただいております。事務所からは是非この会議に、今二十名ほど参加していただいていることになっておるんですが、是非参加していただきたいと、こういうお願いをしているわけでございます。

小川勝也君 答えになっていないよ。

委員長（小宮山洋子君） 質問に答えてください。

小川勝也君 所長あてに要望と提案を出しました。所長から飯島さんにあてた答えはどんなものか把握していますか。そして、その内容の要点をお答えいただきたい。

政府参考人（鈴木藤一郎君） 先ほど申し上げましたように、答えといたしましては、先ほどの霞ヶ浦意見交換会を設置することとしておりますので、この場において広く関係者が懇談し議論をしていただきたい、幅広い視点からの提案もいただき、今後の霞ヶ浦の管理に対して有意義に活用したいと考えておりますので、貴団体におかれましても参加をい

ただけますようお願いいたしますと、このように答えていると承知しております。

小川勝也君 いや、全然違うんだよね。

それで、逆水門をこうしたらどうだ、あるいは農業用水の取水地をこうしたらどうだと、こういうふうに役所間にまたがることだけれども、こういう提案をすれば農業もいいし漁業もいいし治水対策もいいというふうな提案をさせていただいたら、所長から木で鼻をくくったような答えを出したんでしょう。それは当方で答えるべき問題ではありません、考えておりませんというふうな木で鼻をくくったような答えを出したんじゃないんですか。

政府参考人(鈴木藤一郎君) そのようなことは承知しておりませんが、事務所としては、そういった問題について正に幅広い関係者の御理解と合意が必要だということで、正に幅広く参加をお願いしていると。今現在、飯島様におかれましては参加していただいておりますが、引き続き、どうか幅広い会議の場に出席して御意見をおっしゃってくださいと、このように今折衝中と聞いております。

小川勝也君 質問と答えがかみ合っていないじゃない。

飯島さんが現地の所長あてに、こういう提案がありますよというのを出したんでしょう。それに所長がどういうふうに答えをしたか聞いているんだよ。

政府参考人(鈴木藤一郎君) 先ほどから何回も申し上げていることの繰り返しになるわけですが、そういう御提案に対して所長の独断で直ちに答えを返すということは恐らく難しいと思います。正に、幅広い関係者の御意見を聞いて、その場でもって相談しながら、治水、利水、環境、いろんな面で関係者がおられるわけでございます。そういった方々の御意見を聞きながら、是非ともこの会議の場でもって意見を言ってくださいと、このようなお願いをしているというふうに承知しております。

小川勝也君 私は今ちょっと資料を探していたんだけど、見当たらないんですが、十一月二十二日付けで回答書が出ているんですよ、これ。今、福山委員からパスが来ましたので。

それで、局長の後ろに持っている人がいるので、今、打合せしてくださいよ。

政府参考人(鈴木藤一郎君) 今ごらんになっていただいたように、資料が手元にないわけでございまして、聞き覚えで聞いたわけでございます。それによりますと、ちょっと正確さがどこまであるかというのはあれでございますが、事務所の立場として、新しい水門については現在計画はございません、これはないのは事実でございます。それから、利水についてのお尋ねについても、それは利水者の立場があるので河川管理者として一存で答えるわけにはいかないと、そういったような趣旨でお答えをしたものと承知しております。

いずれにしても、これはいろんな関係者がおられるわけございまして、そしてその場で、先ほど申し上げました意見交換会の場で幅広く意見をおっしゃっていただいて、そして意見がまとまっていくということを期待しているわけでございます。

小川勝也君 今ここにコピーがありますので委員部に、局長に届けさせていただきます。(資料を手渡す)

それで、ここに現物があります。冷たくされたから怒っているとかそういうことではなくて、議論に値する内容であればしっかり検討したら僕はいいと思う。科学的なことも工事の技術的なことも私は分からないけれども、この図を見せてもらった限りでいうと、非常に検討に値する案なんじゃないかと思う。

ただし、そこに内在するのは何かというと、旧来型の役所の縦割りの構造だ。だから、結局、工業用水の余っている部分を農業用水に回せば、その今使っている農業用水は海水が流入してきて塩害が起きると、その水を取る場所を変えて省庁の枠を取り払えば、工業用水の余った分を農業に回せば塩害もなくなるし、その工業用水に対するお金だって余計に金掛かっているんだから丸く収まるじゃないか、汽水域にはそれは多様な生物、シジミを取ればもうかるじゃないかということまで提案してくれているんです。

だから、感情的ないきさつがちよっとあるのかもしれないけれども、そういう案は省庁の垣根を今こそ取り払う、僕はこの法律の議論がチャンスだと思う。だから今回、この議論のときに質問させていただいたんです。だから、当然のことながら、工業用水は経済産業省、ダムとか河川はこれは国土交通省、農業用水は農林水産省と縦割りだけれども、その垣根を越えて真実に向かって向かってほしい。そして、その提案をNPOとか市民の方々がしてくれるんならばもう大歓迎だと私は思う。

だから、時間もないということになってきましたので、河川局長から、今後様々な意見を受けたら木で鼻をくくらないで検討して、そして他省庁にも頭を下げたりお願いをしたりして、何とか少ない予算でみんなが幸せになる方法を今まで以上に検討してもらいたいと私は思うので、御回答をお願いします。

政府参考人(鈴木藤一郎君) おっしゃるとおり、私たち努力してまいりたいと思います。

ただ、私も立場上、事務所の立場に立って考えて、ちょっとやっぱり言ってあげなきゃいけないかなと思うのは、事務所の立場としては、今、委員ございましたように、所管が工業用水を所管しているわけではございません、農業用水を所管しているわけではございません。そういう意味で、農業用水をどうこうとか工業用水をどうこうということを事務所の立場で言うことはできませんということを、それがやや文章的におっしゃるようなとらえ方をされたかもしれませんが、そのところはそういう意味できちっと立場をわきまえた御回答をしているということでございます。

何回も繰り返して大変恐縮でございますが、是非ともこの意見交換会に参加していただいてということを引き続きお願いしているという、そういった姿勢については是非とも御理解いただきたいと思います。